|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |
| 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縁覧（農地整備課） <br> 土地改良区の定款の変更認可（同） <br> 土地改良区清算人の就任の届出（同） <br> 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の綐覧（同） <br> 国土調查の成果の認証（同） <br> 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課） <br> 土壤污染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同） <br> 道路の区域の変更，供用開始等（道路保全課） <br> 道路の区域の変更及び供用開始（同） <br> 昭和39年兵庫県告示第 332 号の 15 （収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課） <br> 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神南県民センター） $\qquad$ <br> 重要調整池に係る検查の結果（中播磨県民センター） $\qquad$ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課） 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく士砂災害警戒区域の指定の案の䦎覧 <br> （砂防課） 土砂災害警戒区域の改正の案の䦎覧（同） 同 上（同） $\qquad$ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の <br> 閲覧（同） $\qquad$ <br> 同 上（同） <br> 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）• <br> 入札公告（管理課） $\qquad$ 同 <br> 上（同） $\qquad$ 都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 30 同 上（中播磨県民センター） $\qquad$ <br> 選挙管理委員会告示 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 $\qquad$ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 等の数 $\qquad$ <br> 警察本部公告 入札公告 <br> － $\qquad$ <br> 兵庫県告示第958号 <br> 土地改良法（昭和 24 年法律第195号）第 8 条第 1 項の規定により，次の土地改良区の設立認可申請については，令和 2 年 9 月 1 日に適当と決定したので，同条第 6 項の規定により，次のとおり土地改良事業計画書及び定款 の写しを縦覧に供する。 <br> この告示に係る決定に対して異艃があるときは，絍覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，兵庫県知事に対して申し出ることができる。 <br> 令和 2 年 9 月 15 日 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（9）売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業，同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
（10）破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
3 契約条項を示す場所
〒650－8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
（1）配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
（2）配布期間及び申込期間
令和 2 年 9 月 15 日（火）から同年10月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は，一般書留又は簡易書留により送付し，期間内に前記30場所に必着のこと。）
5 入札の方法，場所及び受付期間
（1）方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
（2）場所
前記3に同じ。
（3）受付期間
令和 2 年 10 月 19 日（月）から同月 28 日（水）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は，一般書留又は簡易書留により送付し，期間内に前記3の場所に必着のこと。）
6 開札の場所及び日時
（1）場所
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班（詳細は，入札参加申込者に別途連絡する。）
（2）日時
令和 2 年 10 月 30 日（金）午前 10 時から
7 入札保証金
（1）入札保証金の額は，入札金額の 100 分の 5 以上の額とする。
（2）入札保証金は，入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
8 入札に関する条件
（1）入札書を所定の日時までに提出していること。
（2）所定の額の入札保証金が納付されていること。
（3）入札者が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
（4）連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
（5）入札書に入札金額，入札者の氏名及び押印があり，入札内容が分明であること。
（6）入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341－7711 内線2550•2551

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下｢要領」という。）第4条第1項の規定により，土砂災害警戒区域の指定の案を，次のとおり閱覧に供する。

なお，指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者，管理者又は占有者は，閲覧期間の満了の日まで，この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。
＇令和 2 年 9 月 15 日

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指定の区 域 | 士砂棪害の発生原因と なる自然現象の種類 |
| :---: | :---: | :---: |
| 栗柄（19）II （122020142） | 丹波篠山市栗柄（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂本（3）I （122020143） | 丹波篠山市圾本（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 高坂（5）II （122020144） | 丹波篠山市高坂（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 市山（1）I <br> （122020145） | 丹波篠山市市山（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内台（1）I <br> （122020146） | 丹波篠山市河内台（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 西谷（5）III （122020147） | 丹波篠山市西谷（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒田（1）IIII （122020148） | 丹波篠山市黒田（別図7のとおろ） | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒田（2）II (122020149) | 丹波篠山市黒田（別図8のとおろ） | 急傾斜地の崩壊 |
| 追入（1）II <br> （122030203） | 丹波篠山市追入（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野（1）II （122030204） | 丹波篠山市北野（別図10のとおう） | 急傾斜地の崩壊 |
| 北野（2）II <br> （122030205） | 丹波篠山市北野（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 栗柄（2）－ 2 III <br> （122020150） | 丹波篠山市栗柄（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

（別図1から別図12までは省略し，3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
2 指定の案の閲覧期間
令和 2 年 9 月 23 日（水）から同年 10 月 7 日（水）まで
3 指定の案の閲覧場所
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篠山市役所市民安全課
4 意見書に関する事項
（1）様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
（2）提出先
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669－3309 丹波市柏原町柏原688
（3）提出期限
令和 2 年 10 月 7 日（水）まで（当日消印有効）
（4）意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は，令和2年12月7日（月）までに，3に記載
する場所において閲覧に供し，及び兵庫県ホームページに掲載し，公表する。

## 

## 土砂災害警戒区域の改正の案の開覧

平成20年兵庫県告示第1141号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため，改正の案を，次のとおり閲覧に供する。
なお，改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者，管理者又は占有者は，閲覧期間の満了の日まで，この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月15日
兵庫県知事 井 戸 敏 三
1 改正しようとする区域の案
追入（2）I（122030124）の項中別図124，大山宮（2）I（122030129）の項中別図129，大山新（2）III（122030155）
の項中別図155，町ノ田II（122030157）の項中別図157，長安寺（2）I（122030160）の項中別図160，大山下 I（122030164）の項中別図164，黒頭山谷川 I（222030086）の項中別図288を次の図面のとおり改める。 （「次の図面」は省略し，3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
2 改正の案の閲覧期間
令和 2 年 9 月 23 日（水）加ら同年 10 月 7 日（水）まで
3 改正の案の閲覧場所
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篠山市役所市民安全課
4 意見書に関する事項
（1）様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
（2）提出先
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669－3309 丹波市柏原町柏原688
（3）提出期限
令和2年10月7日（水）まで（当日消印有効）
（4）意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は，令和 2 年 12 月 7 日（月）までに， 3 に記載 する場所において閲覧に供し，及び兵庫県ホームページに掲載し，公表する。


## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第50号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため，改正の案を，次のとおり閲覧に供する。

なお，改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者，管理者又は占有者は，閲覧期間の満了の日まで，この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月15日
兵庫県知事 井 戸 敏 三
1 改正しようとする区域の案
桑原（6）I（122020005）の項中別図5，栗柄（2）I（122020018）の項中別図18，下板井 I（122020037）の項中別図37，本郷（3）II（122020050）の項中別図50，打坂（1）II（122020097）の項中別図97，西谷（1）II （122020114）の項中別図114，桑原（1）III（122020118）の項中別図118，栗柄（2）III（122020125）の項中別図 125，栗柄（4）III（122020127）の項中別図127，才ノ谷川 II（222020043）の項中別図184，奥谷川 II（222020049）項中別図190を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し，3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
2 改正の案の閲覧期間
令和 2 年 9 月 23 日（水）から同年 10 月 7 日（水）まで
3 改正の案の閲覧場所
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篌山市役所市民安全課
4 意見書に関する事項
（1）様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
（2）提出先
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669－3309 丹波市柏原町柏原688
（3）提出期限
令和 2 年 10 月 7 日（水）まで（当日消印有効）
（4）意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は，令和 2 年 12 月 7 日（月）までに， 3 に記載
する場所において閲覧に供し，及び兵庫県ホームページに掲載し，公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により，士砂災害特別警戒区域の指定の案を，次のとおり閲覧に供する。
なお，指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者，管理者又は占有者は，閲覧期間の満了の日まで，この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和 2 年 9 月 15 日
兵庫県知事 井 戸 敏 三
1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 唐端新（2）IIII $(102010197)$ | 姫路市飾東町唐端新加古川市志方町西牧（別図 1 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |

（別図1は省略し，3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
2 指定の案の閲覧期間
令和 2 年 9 月 23 日（水）から同年10月 7 日（水）まで
3 指定の案の閲覧場所
兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び加古川市役所
4 意見書に関する事項
（1）様式
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
（2）提出先
兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課
〒675－8566 加古川市加古川町寺家町天神木 $97-1$
（3）提出期限
令和 2 年 10 月 7 日（水）まで（当日消印有効）
（4）意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は，令和 2 年 12 月 7 日（月）までに， 3 に記載
する場所において閲覧に供し，及び兵庫県ホームページに掲載し，公表する。


土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により，士砂災害特別警戒区域の指定の案を，次のとおり閲覧に供する。
なお，指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者，管理者又は占有者は，閲覧期間の満了の日まで，この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和 2 年 9 月 15 日

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 桑原（2）I <br> （122020001） | 丹波篠山市桑原（別図1のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 桑原（3）I <br> （122020002） | 丹波篠山市桑原（別図2のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 桑原（4）I <br> （122020003） | 丹波䈷山市桑原（別図3のと おり） | 急傾斜地の崩懐 | 別図3のとおり |
| 桑原（6）I <br> （122020005） | 丹波篠山市桑原（別図4のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 桑原（1）I <br> （122020006） | 丹波篠山市桑原（別図5のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 遠方（1）I <br> （122020007） | 丹波篠山市遠方（別図6のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 遠方（2）I <br> （122020008） | 丹波篠山市遠方（別図7のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 本郷（2）I <br> （122020009） | 丹波篠山市本郷（別図8のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 本郷（3）I <br> （122020010） | 丹波篠山市本郷（別図9のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 本郷（4）I （122020011） | 丹波篠山市本郷（別図10のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 本郷（5）I <br> （122020012） | 丹波篠山市本郷（別図11のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 本郷（6）I <br> （122020013） | 丹波篠山市本郷（別図12のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 本郷 I (122020014) | 丹波篠山市本郷（別図13のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 本郷（7）I <br> （122020015） | 丹波篠山市本郷（別図14のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 川阪（1）I <br> （122020016） | 丹波篠山市川阪（別図15のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 川阪（2）I <br> （122020017） | 丹波篠山市川阪（別図16のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 栗柄（2）I (122020018) | 丹波篠山市栗柄（別図17のと おり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 栗柄（3）I （122020019） | 丹波篠山市栗柄（別図18のと おり） | 急傾斜地の崩壞 | 別図18のとおり |


| 栗柄（1）I <br> $(122020020)$ | 丹波篠山市栗柄（別図19のと <br> おり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図19のとおり


| 口阪本 I <br> $(122020040)$ | 丹波篠山市口阪本（別図39の <br> とおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図39のとおり


| 川阪（2）II <br> $(122020061)$ | 丹波篠山市川阪（別図59のと <br> おり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図59のとおり


| 栗柄（17）II <br> $(122020082)$ | 丹波篠山市栗柄（別図79のと <br> おり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図79のとおり


| 小坂（4）II <br> $(122020102)$ | 丹波篠山市小坂（別図99のと <br> おり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図99のとおり


| 栗柄（4）III <br> $(122020127)$ | 丹波篠山市栗柄（別図119の <br> とおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図119のとおり


| 大山宮（2）II <br> $(122030131)$ | 丹波篠山市大山宮（別図139 <br> のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図 139 のとおり


| 一印谷III <br> （122030152） | 丹波篠山市一印谷（別図159 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図159のとおり |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 大山新 I <br> （122030153） | 丹波篠山市大山新（別図160 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図160のとおり |
| 大山新（1）II （122030154） | 丹波篠山市大山新（別図161 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図161のとおり |
| 大山新（2）III （122030155） | 丹波篠山市大山新（別図162 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図162のとおり |
| 高倉III <br> （122030156） | 丹波篠山市大山新（別図163 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図1630とおり |
| 町ノ田II <br> （122030157） | 丹波篠山市町／田（別図164 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図164のとおり |
| 町ノ田III （122030158） | 丹波篠山市町ノ田（別図165 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図165のとおり |
| 長安寺（1）I <br> （122030159） | 丹波篠山市長安寺（別図166 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図166のとおり |
| 長安寺（2）I <br> （122030160） | 丹波篠山市長安寺（別図167 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図167のとおり |
| 長安寺（1）III （122030161） | 丹波篠山市長安寺（別図168 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図168のとおり |
| 長安寺（2）III （122030162） | 丹波篠山市長安寺（別図169 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図169のとおり |
| 北野新田III <br> （122030163） | 丹波篠山市北野新田（別図 170のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図170のとおり |
| 大山下 I <br> （122030164） | 丹波篠山市大山下（別図171 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図171のとおり |
| 大山下III <br> （122030165） | 丹波篠山市大山下（別図172 のとおちり | 急傾斜地の崩壊 | 別図172のとおり |
| 荒子新田II <br> （122030166） | 丹波篠山市荒子新田（別図 173のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図173のとおり |
| 栗柄（19）II (122020142) | 丹波篠山市栗柄（別図174の とおこり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図174のとおり |
| 坂本（3）I <br> （122020143） | 丹波篠山市坂本（別図175の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図175のとおり |
| 高坂（5）II （122020144） | 丹波篠山市高坂（別図176の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図176のとおり |
| 市山（1）I <br> （122020145） | 丹波篠山市市山（別図177の とおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図177のとおり |
| 河内台（1）I <br> （122020146） | 丹波篠山市河内台（別図178 のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図178のとおり |


| 西谷（5）II <br> $(122020147)$ | 丹波篠山市西谷（別図179の <br> とおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$\quad$ 別図179のとおり


| 風呂谷川 II (222020041) | 丹波篠山市桑原（別図199の とおり） | 土石流 | 別図199のとおり |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 竿谷川 II <br> （222020042） | 丹波篠山市桑原（別図200の とおり） | 土石流 | 別図200のとおり |
| 才ノ谷川II （222020043） | 丹波篠山市本郷（別図201の とおり） | 土石流 | 別図201のとおり |
| ハハレケ谷川II <br> （222020044） | 丹波篠山市本郷（別図202の とおり） | 土石流 | 別図202のとおり |
| 堂ケ谷川 II <br> （222020045） | 丹波篠山市川阪（別図203の とおり） | 土石流 | 別図203のとおり |
| デヤイ下川II <br> （222020047） | 丹波篠山市本郷（別図204の とおり） | 土石流 | 別図204のとおり |
| 遠方谷川 II <br> （222020048） | 丹波篠山市遠方（別図205の とおり） | 土石流 | 別図205のとおり |
| 奥谷川 II <br> （222020049） | 丹波篠山市西木之部（別図 206のとおり） | 土石流 | 別図206のとおり |
| 小坂東谷川II <br> （222020051） | 丹波篠山市小坂（別図207の とおりり） | 土石流 | 別図207のとおり |
| 杭谷川 II <br> （222020055） | 丹波篠山市乗竹（別図208の とおり）。 | 土石流 | 別図208のとおり |
| 西ヶ谷川II <br> （222020056） | 丹波篠山市垣屋（別図209の とおり） | 土石流 | 別図209のとおり |
| 東谷川 II （222020057） | 丹波篠山市高坂（別図210の とおり） | 土石流 | 別図210のとおり |
| 鳥巣谷川 II （222020058） | 丹波篠山市栗柄（別図211の とおり） | 土石流 | 別図211のとおり |
| 古屋谷南川 II （222020060） | 丹波篠山市栗柄•（別図212の とおり） | 土石流 | 別図212のとおり |
| 栗柄川右支流II （222020061） | 丹波篠山市栗柄（別図213の とおり） | 土石流 | 別図213のとおり |
| 国次川 II (222020062) | 丹波篠山市栗柄（別図214の とおり） | 土石流 | 別図214のとおり |
| 勝谷川 II <br> （222020063） | 丹波篠山市坂本（別図215の とおり） | 土石流 | 別図215のとおり |
| 保谷川 II (222020067) | 丹波篠山市打坂（別図216の とおり） | 土石流 | 別図216のとおり |
| 西谷川 II <br> （222020069） | 丹波篠山市西谷（別図217の とおり） | 土石流 | 別図217のとおり |
| 大乗寺川 I <br> （222030072） | 丹波篠山市追入（別図218の とおり） | 土石流 | 別図218のとおり |


| 鐘ヶ坂谷川II <br> （222030073） | 丹波篠山市追入（別図219の とおりり） | 土石流 | 別図219のとおり |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 千柄尾 II （222030075） | 丹波篠山市追入（別図220の とおり） | 土石流 | 別図220のとおり |
| 久保谷川 I <br> （222030077） | 丹波篠山市大山宮（別図221 のとおり） | 土石流 | 別図221のとおり |
| 国時 II <br> （222030078） | 丹波篠山市大山宮（別図222 のとおう） | 土石流 | 別図222のとおり |
| 清水谷川 I (222030081) | 丹波篠山市石住（別図223の とおり） | 土石流 | 別図223のとおり |
| 西石住谷 I <br> （222030082） | 丹波篠山市石住（別図224の とおりり | 土石流 | 別図224のとおり |
| 北石住谷 I <br> （222030084） | 丹波篠山市石住（別図225の とおり） | 土石流 | 別図225のとおり |
| 才蔵坊II (222030085) | 丹波篠山市石住（別図226の とおり） | 土石流 | 別図226のとおり |
| 黒頭山谷川 I $(222030086)$ | 丹波篠山市高倉（別図227の とおり） | 土石流 | 別図227のとおり |
| 山ノ口谷川口 <br> （222030088） | 丹波篠山市高倉（別図228の とおり） | 土石流 | 別図228のとおり |
| 梨ノ木谷II <br> （222030092） | 丹波篠山市荒子新田（別図 229のとおり） | 土石流 | 別図229のとおり |

（別図 1 から別図 229 までは省略し， 3 に記載する場所に備え置いて閲筧に供する。）
2 指定の案の閲覧期間
令和 2 年 9 月 23 日（水）から同年 10 月 7 日（水）まで
3，指定の案の閲覧場所
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篠山市役所市民安全課
4 意見書に関する事項
（1）様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
（2）提出先
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669－3309 丹波市柏原町柏原688
（3）提出期限
令和 2 年 10 月 7 日（水）まで（当日消印有効）
（4）意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は，令和 2 年 12 月 7 日（月）までに， 3 に記載
する場所において閲覧に供し，及び兵庫県ホームページに掲載し，公表する。

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見 の概要は，次のとおりである。
なお，当該意見を次のとおり縌覧に供する。

